

25監査公表第11号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成25年8月6日に福岡市長から定期監査の結果に対する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成25年10月3日

福岡市監査委員 富 永 計 久
 同 笠 康 雄
 同 齋 田 雅 夫
 同 伯 川 志 郎

1 監査報告と措置の件数

25監査公表第2号（平成25年2月7日付 福岡市公報第5992号 公表）分・・・36件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

25監査公表第2号（平成25年2月7日付 福岡市公報第5992号 公表）分

（事務監査）

1 局別監査

(1) 市長室

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>委託料等の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの</p> <p>委託料等の支出に当たっては、履行完了確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して、催促を行う必要がある。しかしながら、平成23年度「飲酒運転撲滅キャンペーン業務委託」の委託料や賃貸借契約等の契約代金の支出において、履行完了確認後、支払いまでに長期日数を要していた。</p> <p>今後、支出に当たっては、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p style="text-align: right;">（広報戦略課）</p>	<p>委託料等の支出については、履行完了確認後、債権者からの請求により速やかにその対価を支払うとともに、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行うよう、周知徹底を図った。</p>

(2) 経済観光文化局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
(ア) 指定管理者に対し基本協定書等の遵守	当該施設における実績表等の作成につ

<p>について必要な指導を行うよう注意を求めめるもの</p> <p>指定管理者は、公の施設の管理を行う場合は、施設の管理に係る基本協定書及び実施協定書に基づき管理運営業務を適正に履行しなければならない。しかしながら、平成23年度及び同24年度「福岡市祇園音楽・演劇練習場」（以下「祇園練習場」という。）の管理運営業務において、次のような事例が見受けられた。</p> <p>今後、基本協定書等で定めた業務等については、履行状況及び提出内容等を適宜把握、検証し、必要に応じた適切な履行確認並びに指導を行うよう厳に注意されたい。</p> <p>B 基本協定書において、祇園練習場の収支に係る諸記録を整備しなければならないが、勤務した職員、勤務日数、勤務時間等が確認できる実績表等を作成していなかった。</p> <p style="text-align: right;">（文化振興課）</p>	<p>いては、実施協定書に明確な記載がなかったため、平成25年度より勤務した職員、勤務日数、勤務時間等が確認できる実績表等を作成するよう明文化した。</p> <p>指定管理者は、平成25年度より、勤務した職員、勤務日数、勤務時間等が確認できる実績表を作成することとした。</p>
<p>C 実施協定書の管理運営業務の範囲及び基準において、舞台装置運営業務については、基幹要員の業務時間は午前10時から午後7時までとなっているが、舞台利用または打ち合わせ等がある日の必要な時間のみ勤務していた。</p> <p style="text-align: right;">（文化振興課）</p>	<p>当該施設の舞台装置運営業務については、仕様書の勤務を要しない日の規定を改めるとともに、指定管理者に対し、仕様書のとおり基幹要員の配置を行うよう指導した。</p> <p>指定管理者は、平成25年度より、改めた仕様書のとおり勤務することとした。</p>
<p>D 基本協定書においては、経理を他の業務と区別して明確にし、また常に経理状況を明らかにするよう規定されているが、次のような事例が見受けられた。</p> <p>(A) 収支に係る記録を帳簿として整備しておらず、経理状況を明らかにしていなかった。また、管理運</p>	<p>当該施設の収支にかかる記録の帳簿の整備と適正な収支決算書の作成について、帳簿の整備は実施協定書に明確な記載がなかったため明文化した。</p> <p>指定管理者は、平成25年度より、収支に係る帳簿を紙で整備し、収支決算書に対応した項目ごとに確認できるようにしておくこととした。</p>

<p>営業務に係る経理を区分しておらず指定管理料に係る経費を反映した適正な収支決算書を作成していなかった。</p> <p>(文化振興課)</p>	<p>適正な収支決算書の作成は、帳簿に基づき、適正な収支決算書を平成24年度分より作成するようにした。</p>
<p>(B) 事業報告書において、祇園練習場、大橋練習場及び指定管理者である「特定非営利活動法人福岡パフォーミングアーツプロジェクト」の経理を区別せずに行っており、当該施設に係る人件費を明確にしていなかった。</p> <p>(文化振興課)</p>	<p>当該施設にかかる人件費の明確化については、これまでの事業報告書を改め、練習場に係る人件費を明確にするため、練習場の勤務実績に応じた次の算出方法により人件費を算出することとした。</p> <p>ア. 常勤職員については、練習場の勤務の時間数を明らかにし、それに応じたその月の給与等人件費を計上すること。</p> <p>イ. 臨時職員については、勤務実績表により算定された時間数を基に支出された金額を計上すること。</p> <p>指定管理者は、平成24年度分より事業報告書を改めることとした。</p>
<p>(C) 事業報告書において、業務委託料については、施設総合管理業務（清掃、警備、消防設備保守点検、エレベーター保守点検、シャッター保守点検、受水槽清掃、空調設備、自動扉保守、建物保守点検等）について、祇園練習場及び大橋練習場の2施設分を一緒に再委託し、当該施設に係る業務委託料を明確にしていなかった。</p> <p>(文化振興課)</p>	<p>施設総合管理業務の業務委託料の明確化については、これまで祇園練習場及び大橋練習場の2施設分を一緒に再委託することを認めていたが、当該施設にかかる内訳が明確でなかったことから、今後は当該施設にかかる業務委託料を明確にするよう指導した。</p> <p>指定管理者は、平成25年度より、2施設分の再委託契約を施設毎に行うこととした。</p>
<p>(D) 事業報告書において、舞台管理業務について、祇園練習場及び大橋練習場の2施設分を一緒に再委託し、当該施設に係る業務委託料を明確にしていなかった。</p> <p>(文化振興課)</p>	<p>舞台管理業務の業務委託料の明確化については、これまで祇園練習場及び大橋練習場の2施設分を一緒に再委託することを認めていたが、当該施設にかかる内訳が明確でなかったことから、今後は当該施設にかかる業務委託料を明確にするよう指導した。</p>

	<p>指定管理者は、平成25年度より、2施設分の再委託契約を施設毎に行うこととした。</p>
<p>(イ) 指定管理者に対し基本協定書等の遵守について必要な指導を行うよう注意を求めるもの</p> <p>指定管理者は、公の施設の管理を行う場合は、施設の管理に係る基本協定書及び実施協定書に基づき管理運営業務を適正に履行しなければならない。しかしながら、平成23年度及び同24年度「福岡市大橋音楽・演劇練習場」(以下「大橋練習場」という。)の管理運営業務において、次のような事例が見受けられた。</p> <p>今後、基本協定書等で定めた業務等については、履行状況及び提出内容等を適宜把握、検証し、必要に応じた適切な履行確認並びに指導を行うよう厳に注意されたい。</p> <p>B 基本協定書において、大橋練習場の収支に係る諸記録を整備しなければならないが、勤務した職員、勤務日数、勤務時間等が確認できる実績表等を作成していなかった。</p> <p>(文化振興課)</p>	<p>当該施設における実績表等の作成については、実施協定書に明確な記載がなかったため、平成25年度より勤務した職員、勤務日数、勤務時間等が確認できる実績表等を作成するよう明文化した。</p> <p>指定管理者は、平成25年度より、勤務した職員、勤務日数、勤務時間等が確認できる実績表を作成することとした。</p>
<p>C 基本協定書においては、経理を他の業務と区別して明確にし、また常に経理状況を明らかにするよう規定されているが、次のような事例が見受けられた。</p> <p>(A) 収支に係る記録を帳簿として整備しておらず、経理状況を明らかにしていなかった。また、管理運営業務に係る経理を区分しておらず指定管理料に係る経費を反映した適正な収支決算書を作成してい</p>	<p>当該施設の収支にかかる記録の帳簿の整備と適正な収支決算書の作成について、帳簿の整備は実施協定書に明確な記載がなかったため明文化した。</p> <p>指定管理者は、平成25年度より、収支に係る帳簿を紙で整備し、収支決算書に対応した項目ごとに確認できるようにしておくこととした。</p> <p>適正な収支決算書の作成は、帳簿に基づき、適正な収支決算書を平成24年度分より作成するようにした。</p>

<p>なかった。</p> <p>(文化振興課)</p>	
<p>(B) 事業報告書において、大橋練習場、祇園練習場及び指定管理者の構成団体である「特定非営利活動法人福岡パフォーミングアーツプロジェクト」の経理を区別せずに行っており、当該施設に係る人件費を明確にしていなかった。</p> <p>(文化振興課)</p>	<p>当該施設にかかる人件費の明確化については、これまでの事業報告書を改め、練習場に係る人件費を明確にするため、練習場の勤務実績に応じた次の算出方法により人件費を算出することとした。</p> <p>ア. 常勤職員については、練習場の勤務の時間数を明らかにし、それに応じたその月の給与等人件費を計上すること。</p> <p>イ. 臨時職員については、勤務実績表により算定された時間数を基に支出された金額を計上すること。</p> <p>指定管理者は、平成24年度分より事業報告書を改めることとした。</p>
<p>(C) 事業報告書において、業務委託料については、施設総合管理業務（清掃、警備、消防設備保守点検、エレベーター保守点検、シャッター保守点検、受水槽清掃、空調設備、自動扉保守、建物保守点検等）について、大橋練習場及び祇園練習場の2施設分を一緒に再委託し、当該施設に係る業務委託料を明確にしていなかった。</p> <p>(文化振興課)</p>	<p>施設総合管理業務の業務委託料の明確化については、これまで大橋練習場及び祇園練習場の2施設分を一緒に再委託することを認めていたが、当該施設にかかる内訳が明確でなかったことから、今後は当該施設にかかる業務委託料を明確にするよう指導した。</p> <p>指定管理者は、平成25年度より、2施設分の再委託契約を施設毎に行うこととした。</p>
<p>(D) 事業報告書において、舞台管理業務について、福岡市祇園音楽・演劇練習場舞台管理業務委託の中の一項目として再委託し、当該施設に係る業務委託料を明確にしていなかった。</p> <p>(文化振興課)</p>	<p>舞台管理業務の業務委託料の明確化については、これまで大橋練習場及び祇園練習場の2施設分を一緒に再委託することを認めていたが、当該施設にかかる内訳が明確でなかったことから、今後は当該施設にかかる業務委託料を明確にするよう指導した。</p> <p>指定管理者は、平成25年度より、2施設分の再委託契約を施設毎に行うこととした。</p>

<p>(ウ) 委託契約事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>委託契約事務に当たっては、福岡市契約事務規則等に則り、適正に処理しなければならない。しかしながら、平成23年度及び同24年度の委託契約事務において次のような事例が見受けられた。</p> <p>今後、見積書を徴するときは、福岡市契約事務規則その他関係法令に則り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>A 随意契約を行うときは、契約の性質または目的等により契約の相手方が特定される場合を除き、2以上の者から見積書を徴しなければならない。しかしながら、平成23年度「バーミーガードによる防虫業務」及び同24年度「館内生息昆虫調査業務」等の委託契約事務において、2者による見積合わせを行う際に、1者に2者分の見積書を渡して押印の上、提出させ契約を行っていたものが多数あった。</p> <p>また、下見積を徴した業者にあらかじめ見積金額等を印字した見積書と他者分として見積金額を除く必要事項を印字した見積書を併せて渡し、提出させていた。</p> <p>(美術館運営課)</p>	<p>本市契約事務規則や関係法令に則り、適切な事務処理に努め、業者と節度ある関係を保つよう課内で周知徹底した。また、「業者から見積書を徴する場合、美術館が各業者に個別に対応する。」「業者が記入、押印すべき欄についてはあくまでも各業者に処理をさせ、必要に応じて業者への指導を行い、原則をふまえながら正確かつ迅速な事務処理に努める。」という点を再確認した。</p>
<p>B 特命随意契約及び10万円以下の1者による随意契約において、下見積を徴した業者の見積額を基にあらかじめ見積金額等を印字した見積書を当該業者に渡して当該業者から提出を受けて契約を行っていたものが多数あった。</p> <p>(美術館運営課)</p>	<p>本市契約事務規則や関係法令に則り、適切な事務処理に努め、業者と節度ある関係を保つよう課内で周知徹底した。また、「業者が記入、押印すべき欄についてはあくまでも各業者に処理をさせ、必要に応じて業者への指導を行い、原則をふまえながら正確かつ迅速な事務処理に努める。」という点を再確認した。</p>

(3) 道路下水道局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>不動産鑑定手数料の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの</p> <p>不動産鑑定手数料の支出に当たっては、履行確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行う必要がある。しかしながら、平成23年度及び同24年度の不動産鑑定の意見書作成及び手数料の支出において、履行確認後、支払いまでに長期日数を要しているものが複数見受けられた。</p> <p>今後、支出に当たっては、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p>(西部用地課)</p>	<p>支出事務については、速やかな事務処理を行うよう、所属職員に対し、課内会議で周知徹底を図った。</p> <p>また、「不動産鑑定手数料支払確認簿」を新たに作成し、不動産鑑定依頼時に当該確認簿に依頼日、依頼先、依頼内容、成果品提出見込期限を記入することとし、進行管理の徹底を図ることとした。</p>

(4) 教育委員会

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 行政財産の目的外使用許可に伴う経費負担料の徴収事務及び滞納整理事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>行政財産の目的外使用許可に伴う電気料等の経費負担料については、福岡市公有財産規則に使用者の負担とすると規定されており、経費負担料を徴収しなければならない。また、経費負担料を納期限までに納入しない場合、福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例に基づき、納期限後20日以内に期限を指定して督促状を発しなければならない。しかしながら、平成23年度及び同24年度の市立高等学校の食堂等使用に伴う光熱水費について、次のような事例が見受けられた。</p> <p>今後、行政財産の目的外使用許可に伴う経費負担料の徴収事務及び滞納整理事務</p>	<p>市立高等学校の食堂等使用に伴う光熱水費の経費負担料については、使用者にあらかじめ納期限内の納付指導を行うとともに、担当職員が納期限にあわせて納付状況を確認して毎月定期的に課長まで報告を行い課内で納付状況をチェックする体制を整えており、平成24年11月以降は新たな未納は生じていない。今後、未納が発生した場合には、速やかに使用者への納付指導を行うとともに、条例に基づく督促を遅滞なく行うこととした。</p> <p>また、過去の滞納分については、当該使用者に催告を行って分納計画書を徴収しており、その納付状況に留意して確実な納付を指導していくこととした。</p>

<p>務に当たっては、関係法令等に則り適正な事務処理を行われたい。</p> <p>A 滞納分について、督促状を全く送付していなかった。</p> <p>(学事課)</p>	
<p>B 納期限までに納付していないものが複数あった。</p> <p>(学事課)</p>	
<p>(イ) 行政財産の目的外使用許可に伴う使用料の徴収事務及び滞納整理事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めもの</p> <p>行政財産の目的外使用許可に伴う使用料については、福岡市公有財産規則に基づき、行政財産目的外使用許可に係る使用料は定める期日までに徴収しなければならない。また、使用料を納期限までに納入しない場合は、福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例に基づき、納期限後20日以内に期限を指定して督促状を発しなければならない。しかしながら、平成23年度及び同24年度の市立高等学校施設使用料の徴収事務及び滞納整理事務において、次のような事例が見受けられた。</p> <p>なお、平成20年度第2期定期監査において同様の指導を行っていたが改善が見られなかった。</p> <p>今後、行政財産の目的外使用許可に伴う使用料の徴収事務及び滞納整理事務に当たっては、関係法令等に則り適正な事務処理を行われたい。</p> <p>A 滞納分について、督促状を全く送付していなかった。</p> <p>(施設整備課)</p>	<p>収入事務については、チェックリストを作成し、毎月初めに収入状況の確認・報告を行うこととした。同時に、未納分について督促状の送付を行うこととした。</p>
<p>B 納期限までに納付していないにも係わらず、平成23年度及び同24年度の目</p>	<p>施設使用料について納期限までに納付していない者については、原則目的外</p>

<p>的外使用許可を行っていた。 (施設整備課)</p>	<p>使用の継続許可を行わないこととした。</p>
<p>(ウ) 委託料の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの 委託料の支出に当たっては、履行確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して、催促を行う必要がある。しかしながら、平成23年度「壱岐東小学校外3校警備機器移設業務等委託」外15件の契約代金の支出において、履行確認後、支払いまでに長期日数を要していた。 今後、支出に当たっては、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。 (施設整備課)</p>	<p>委託料の支払いについては、各業者に対して、速やかに書類を提出するよう指導するとともに、支払いチェックリストを作成し、定期的に支払い漏れがないか確認・報告を行うこととした。</p>
<p>(エ) 委託契約事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの 委託契約事務に当たっては、福岡市契約事務規則等に則り、適正に処理しなければならない。しかしながら、平成23年度及び同24年度「福岡市立博多工業高等学校施設確認・日直業務委託」等においては、特命随意契約にあたり、職員が随意契約伺の契約金額、消費税額及び契約の相手方が記載すべき見積書の見積金額、件名、履行期間、見積日等を事前にパソコンで作成したものを契約の相手方に渡し、所在地、商号を記載させ社印を押印のうえ提出させていたものが多数あった。 今後、委託契約事務に当たっては適正な契約手続きを行われたい。 (施設整備課)</p>	<p>委託契約事務については、所属職員に対し、契約事務研修等を受講させ、福岡市契約事務規則に則り、適切な事務処理を行うよう指導した。</p>
<p>(オ) 委託料等の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの</p>	<p>契約案件について各事業担当者と支出担当者との情報共有を図り、進捗状況</p>

<p>委託料等の支出に当たっては、履行確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行う必要がある。しかしながら、平成23年度「学校水泳プール水質検査業務」等の委託料や物品購入代金等の支出において、履行確認後、支払いまでに長期日数を要しているものが多数見受けられた。</p> <p>今後、支出に当たっては、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p>(健康教育課)</p>	<p>の正確な把握に努めることとし、履行完了時に請求書が提出されていない場合には、相手方に対して催促を行い、確実な請求を促すこととした。</p>
---	--

2 自転車駐車場駐車料定期券の解約に伴う還付について(意見)

監査の結果	措置の状況
<p>自転車駐車場駐車料の定期券解約に伴う還付については、自転車駐車場にて手続きが行えず利用者が区役所の自転車担当課に定期利用廃止届兼駐車料金還付請求書を提出することで還付を行うこととなっている。定期券の還付については、利用者の利便性を考慮して自転車駐車場にて手続きが行えるよう検討されたい。</p> <p>(道路下水道局道路管理課関連)</p>	<p>自転車駐車場駐車料の定期券解約に伴う還付については、利用者の利便性を考慮して、平成25年度より、自転車駐車場にて定期利用廃止届兼駐車料金還付請求書の受付を行うこととした。</p>

(工事監査)

1 局別監査

(1) 市民局

監査の結果	措置の状況
<p>委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 設計及び履行確認を適正に行うべきもの 福岡市デジタル移動通信系防災無線設備工事(第3期分)監督業務委託 (契約金額399万円) 本委託は、福岡市デジタル移動通信系防災無線設備工事(第3期分)の監督業務を</p>	<p>監督業務の設計・履行管理を依頼している財政局設備課に対し、適正な設計及び履行確認について周知徹底を図るよう、再度お願いした。</p> <p>財政局設備課では、仕様書については、業務内容を明示した特記仕様書を作成し適正に実施するよう、また、履行確認については、報告書の中に設計意図の</p>

<p>行うものである。</p> <p>本委託の業務は、工事監理及び設計意図の伝達を行うものとして特命随意契約としているが、その内容が仕様書に明示されていなかった。また、設計意図の伝達業務の履行を確認する書類も示されておらず、履行確認がなされていなかった。</p> <p>今後は、適正な設計及び履行確認に努められたい。</p> <p>(防災・危機管理部, 財政局設備課関連)</p>	<p>伝達項目がわかるように明記し、適切に実施されていることを確認するように文書により周知徹底を図っている。</p>
--	--

(2) こども未来局

監査の結果	措置の状況
<p>(ア) 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>鉄筋の積算を適正に行うべきもの</p> <p>市立香椎保育所改築工事 (契約金額2億4,988万5,300円)</p> <p>本工事は、鉄筋コンクリート造の保育所改築工事である。</p> <p>鉄筋工事の数量計上については、財政局策定の積算の手引き等によると鉄筋材料は所要数量(設計数量の4%割増)、加工組立・運搬費は設計数量で計上することとなっている。</p> <p>鉄筋材料は所要数量で計上すべきところを設計数量で計上し、さらに加工組立・運搬費では数量を誤った結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(保育課, 財政局施設建設課関連)</p>	<p>財政局策定の積算の手引きに基づく適正な積算については、設計監督担当課において研修を行い鉄筋工事の設計・所要数量の適用など建築数量積算基準についても理解を深め適正な積算となるよう、周知徹底を図った。</p>
<p>(イ) 委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>A 委託契約を適正に行うべきもの</p> <p>管理運営業務の一部委託(舞台) (契約金額1,372万7,700円)</p> <p>本委託は、少年科学文化会館の舞台</p>	<p>長期継続契約については、職員に対して長期継続契約の研修を行い、周知徹底を図った。</p>

<p>設備（照明・音響・映写等）の操作と保守点検業務を行うものである。</p> <p>本委託は3年間の長期継続契約としているが、「福岡市長期継続契約の範囲を定める条例」には長期継続契約を締結することができる範囲として、役務の提供を受ける契約のうち、当該契約の履行に必要な物品に係る初期投資額の回収に一定の期間が必要な契約とあり、初期投資額がない本委託を長期継続契約としたことは不適切であった。</p> <p>今後は、適正な委託契約に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">(少年科学文化会館)</p>	
<p>B 履行確認を適正に行うべきもの</p> <p>平成23年度プラネタリウム設備保守点検業務委託</p> <p style="text-align: center;">(契約金額441万円)</p> <p>本委託は、少年科学文化会館におけるプラネタリウム設備の保守点検を行うものである。</p> <p>業務仕様書に明示された一部業務について履行を確認する書類が示されておらず、履行確認がなされていなかった。</p> <p>今後は、適正な履行確認に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">(少年科学文化会館)</p>	<p>プラネタリウム設備保守点検業務委託については、履行を確認する書類を仕様書に定め、書類での確認を行うこととした。</p>
<p>C 積算を適正に行うべきもの</p> <p>こども総合相談センター自動制御装置（空調・入退室管理）保守点検業務委託</p> <p style="text-align: center;">(契約金額315万円)</p> <p>本委託は、こども総合相談センター自動制御装置（空調・入退室管理）保守点検業務を行うものである。</p>	<p>本委託の積算については、複数業者から見積りを徴することで、積算根拠とすることとした。</p>

<p>その積算において、見積り等の積算根拠が示されなかった。</p> <p>今後は、積算根拠を明確にした上で、適正な積算に努められたい。</p> <p>(こども支援課)</p>	
--	--

(3) 水道局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>A 土工の積算を適正に行うべきもの</p> <p>福岡市水道水源かん養林内作業道整備工事（飯場線その3）</p> <p>(契約金額1,830万450円)</p> <p>本工事は、水道局が所有する水源かん養林内の作業用道路の築造工事である。</p> <p>土工については土質が軟岩であったことから、バックホウによる直接掘削から大型ブレーカーによる人力併用機械掘削に設計変更を行った。しかしながら、その積算において破碎した軟岩（土砂）を搬出するためのダンプトラックへの積込費を計上しなかった結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(流域連携課)</p>	<p>土工の積算については、所属職員に対し、積算基準書等に基づき適正な積算を行うよう周知徹底を図るとともに、精査を慎重に行うよう指導した。</p>
<p>B 発生土処理工の積算を適正に行うべきもの</p> <p>東区千早3,4丁目地内φ800mm配水管布設工事</p> <p>(契約金額8,801万8,350円)</p> <p>本工事は、配水強化のため推進工事及び開削工事による配水管布設工事である。</p> <p>推進工事（径1000mm）で掘削した発生土（汚泥）の処理については、強力吸引車による発生土処理工を計上して</p>	<p>課内会議を開催し、職員に対し指摘事項の内容を周知するとともに、同類の間違いを二度と起こさないよう設計積算及び精査にあたって細心の注意を払うよう指導した。設計積算に疑問が生じた場合には、設計者で安易に判断せず、上司に相談する等、適正な設計積算に努める。また、類似の工事を設計積算する関係部署等と積算技術の共有を図り、職員の積算技術の向上を図る。</p>

<p>いるが、その積算において強力吸引車の台数を誤った結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(東部管整備課)</p>	
<p>C 充填材注入孔加工費の積算を適正に行うべきもの</p> <p>中央区清川3丁目～博多区美野島3丁目地内φ800mm配水管推進工事 (契約金額1億7,989万6,500円)</p> <p>本工事は、推進工事(推進管径900mm, 配水管径800mm)により老朽化した配水管を更新するものである。</p> <p>推進管に挿入する配水管との間に充填材(グラウト)を注入するが、グラウトホール(充填材注入孔)加工費を二重に計上した結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(中部管整備課)</p>	<p>設計積算については、課内会議を開催し指摘事項を周知し今後は適正に行うよう所属職員に指導をするとともに、研修を行い徹底を図った。また、併せて精査を慎重に行うよう指導した。</p>
<p>D 管挿入工(据付工)の積算を適正に行うべきもの</p> <p>中央区清川3丁目～博多区美野島3丁目地内φ800mm配水管推進工事 (契約金額1億7,989万6,500円)</p> <p>本工事は、推進工事(推進管径900mm, 配水管径800mm)により老朽化した配水管を更新するものである。</p> <p>推進管に配水管を挿入する挿入工(引込工, 据付工)の積算は水道事業実務必携によるとしており、挿入工(据付工)の1日当り作業量は標準作業量とし施工延長による補正を行わないこととなっている。しかしながら、誤って標準作業量を補正した結果、過小な積算となっていた。</p>	<p>設計積算については、課内会議を開催し指摘事項を周知し、今後は設計標準歩掛に基づき同様の間違いを二度と起こさないよう細心の注意を払い設計積算及び精査にあたりるとともに、研修を行い徹底を図った。</p>

<p>今後は、適正な積算に努められたい。 (中部管整備課)</p>	
<p>E 換気設備損料の積算を適正に行うべきもの 中央区清川3丁目～博多区美野島3丁目地内φ800mm配水管推進工事 (契約金額1億7,989万6,500円) 本工事は、推進工事(推進管径900mm,配水管径800mm)により老朽化した配水管を更新するものである。 推進工に必要な換気設備の積算において換気設備に使用する鋼管損料を通信・換気設備工として計上しているが、その費用に誤りがあった。さらに、推進工の機械器具損料において計上する必要がない鋼管損料を計上した結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 (中部管整備課)</p>	<p>設計積算については、課内会議を開催し指摘事項を周知し、今後は設計標準歩掛に基づき同様の間違いを二度と起こさないよう細心の注意を払い設計積算及び精査にあたるとともに、研修を行い徹底を図った。</p>
<p>F 覆工板設置撤去工の積算を適正に行うべきもの 中央区平尾2丁目～清川3丁目地内φ800mm配水管更新工事 (契約金額4億6,739万9,100円) 本工事は、配水管の老朽化による配水管更新工事である。 更新工の施工については、隣接する別工事により築造した立坑を利用して施工を行うものであり、別工事で立坑部分に設置した覆工板について本工事で開閉作業が必要なことから、覆工板設置撤去工を計上していた。しかしながら、その積算において計上する必要がない覆工板設置撤去の面積を計上した結果、過大な積算となっていた。</p>	<p>設計積算については、近接する推進工事と同時期に設計したため設計者間の情報共有がなされていなかったもので指摘事項を十分に認識して、今後は細心の注意を払い設計積算・精査を行うよう所属職員に指導を行うとともに、研修を行い周知徹底を図った。</p>

<p>今後は、適正な積算に努められたい。 (中部管整備課)</p>	
<p>(イ) 施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>A 建設リサイクル法を遵守すべきもの 福岡市水道水源かん養林内作業道整備工事（飯場線その3） (契約金額1,830万450円)</p> <p>本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、請負者は同法第12条の規定により発注者に必要事項を記載した書面を交付し、発注者は同法第11条等の規定に基づき上記書面の内容を記した通知書を福岡市長に提出しなければならない。</p> <p>しかしながら、請負者は発注者へ書面を交付せず、また発注者においても市長へ通知書を提出していなかった。</p> <p>なお、水道局に対しては前回の監査でも同法に関する法令遵守について注意を行っており、適切に事務改善がなされているとはいえない。適正な施工管理に努められたい。 (流域連携課)</p>	<p>「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に関する手続きについては再発防止及び適正な施工管理を図るため、確実にチェックリストを活用し、遺漏のない処理を行うよう所属職員に対し指導した。</p>
<p>B 下請契約書の写しを添付すべきもの 多々良浄水場送水ポンプ棟電気設備更新工事 (契約金額1億7,217万4,275円)</p> <p>建設業法では、建設工事の適正な施工を確保するために元請業者に施工体制台帳の作成が義務付けされているが、本工事の元請業者から提出された同台帳の下請工事に関する事項において、一部の下請契約書の写しが添付されていなかった。下請業者に関して、</p>	<p>建設業法に基づく施工体制台帳の作成については、工事着手前の安全教育実施時及び工事施工中の定例会議の場などにおいて請負業者への指導を徹底するとともに、請負業者から工事施工体制台帳が提出された際は、全ての下請業者の契約書の写しが添付されていることの確認を確実に行うよう、所属職員に対し課内会議にて研修を行い、周知徹底を図った。</p>

<p>契約締結の適正化を促進するためにも法令遵守は重要である。</p> <p>今後は、適正な施工管理に努められたい。</p> <p>(設備課)</p>	
<p>C 設計変更を適正に行うべきもの</p> <p>多々良浄水場凝集剤注入電気設備更新工事</p> <p>(契約金額5,880万円)</p> <p>本工事は、多々良浄水場凝集剤注入電気設備を更新するものである。</p> <p>施工において、工事内容の一部に変更があったにもかかわらず、建設工事請負契約書で定める設計変更がされていなかった。</p> <p>今後は、適正な設計変更に努められたい。</p> <p>(設備課)</p>	<p>施工上、工事内容の一部に変更があった場合は、建設工事請負契約書に基づき、契約課と協議を行い適正な設計変更を行うよう所属職員に対し課内会議において周知徹底を図った。</p>
<p>(ウ) 契約において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>変更契約図書を適正に作成すべきもの</p> <p>西区下山門3,4丁目・石丸3丁目地内配水管布設工事</p> <p>(契約金額6,442万3,800円)</p> <p>本工事は、耐震ネットワーク構築のために配水管の耐震化を行うものである。</p> <p>施工内容の設計変更に伴い契約変更を行ったが、変更契約図書に添付する設計書は水道局制定設計積算要綱により金額抜きとすべきところ金額入りとなっていた。</p> <p>今後は、発注課及び契約担当課ともに十分なチェックを行い適正な契約事務に努められたい。</p> <p>(西部管整備課, 水道局契約課関連)</p>	<p>指摘された事項については、再発防止に向け所属職員に対し研修を実施し周知徹底を図った。</p>

3 テーマ監査

(1) こども未来局

監査の結果	措置の状況
<p>次のような改善を要する事例が見受けられた。</p> <p>積算根拠が不明なもの、特命随意契約の理由や成果品が適正でないもの、提出書類に不備があるものなど不適切な委託が見受けられた。</p> <p>今後は、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>小規模委託業務における積算根拠等の不適切な事務については、福岡市契約事務規則等に基づき、適正な事務処理を行うよう、各所属長に対し通知を行い周知徹底を図った。</p>